

水道・下水道解約(休止)のご案内

瑞浪市役所 上下水道課
〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地
電話 0572-68-2111 (内線 236・244)

1. 休止日、設置場所・区分

休 止 日	令和	年	月	日 ()
契 約 区 分	上下水道		・	水道のみ*

※し尿の汲取りを停止される場合は中部環境 (Tel0572-67-0385) へ連絡してください。

2. 休止時の注意事項

- 水道を休止するときは、立ち会いの必要はありません。
- 敷地内のすべての蛇口が閉めてあることを確認してください。

3. 休止後の料金の請求について

- 休止届がご提出された場合、ご希望日に休止作業と検針を実施し、休止日までの料金を請求します。
- 休止後の納入通知書は転居先に送付します (口座振替の方は、引き続きご登録いただいた口座から引き落としされます)。
- 最後の請求では計算方法が通常と異なります。
詳細は「料金の最終清算に関するご案内」をご覧ください。

≪水道料金と下水道使用料の基本料金及び従量料金表≫

1. 水道料金（消費税込） (円)

量水器の口径	基本料金 (1 か月)	従量料金 (1 m ³ あたり)			
		1~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51 m ³ 以上
13mm	1,210	93.5	176	231	280.5
20mm	2,970				
25mm	4,730				
30mm	6,600				
40mm	12,100				
50mm	16,720				
75mm	36,300				
100mm 以上	55,000				

2. 下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料（消費税込） (円)

基本使用料 (1 か月) 10 m ³ まで	従量使用料 (1 m ³ あたり)				
	11~20 m ³	21~30 m ³	31~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上
1,980	154	176	192.5	209	225.5

* 基本料金は、基準日と基準日の間に開栓していた日数で計算します。15 日以内は、0.5 ヶ月分、16 日以上は 1 ヶ月分の基本料金がかかります。

* 井戸水を使用されていた場合

水道水以外に井戸水等を使用されているご家庭で水道水以外が下水道に流入する場合、「実際の水道の使用水量」と「世帯人数別の下水道基準水量」を比較して多いほうを「下水道使用水量」として認定し、下水道使用料を計算しています。



上下水道料金の計算例 * 口径13mmで25m³使用したとき

水道	基本料金	1~10m ³	11~20m ³	21~25m ³
	1,210 円	93.5 × 10 = 935 円	176 × 10 = 1,760 円	231 × 5 = 1,155 円
下水道	基本使用料	1~10m ³	11~20m ³	21~25m ³
	1,980 円	154 × 10 = 1,540 円	176 × 5 = 880 円	

水道料金	5,060 円
下水道使用料	4,400 円
	計 9,460 円